事業者の皆様へ　事業所の「災害」への備えは十分ですか？

～中小企業・小規模事業者の被災時に事業継続を支援する共済～

休業対応応援共済

火災共済または火災保険とセットでのご加入をお願いします

共済金のお支払いとなる例

災害によって建物が損害を受けた結果、事業再開するまでの休業日数に対し、約定日数を限度に「約定日額×休業日数」を共済金としてお支払いします。

- 隣家からの類焼や漏電による火災で建物が全焼。1ヶ月後に空店舗に移転し、事業を再開。
- ゲリラ豪雨により河川が氾濫し、店内が床上浸水。仮設店舗で事業を行い、14日後事業を再開。
- 大雪による積雪の重みで屋根の一部が壊れ、復旧に15日間を要し、事業を再開。
- 地震で建物の一部が壊れ、復旧に20日間を要し、事業を再開。

共済金の使い道は多岐にわたります

- 従業員の方々への給与の支払い
- 仕入先への代金支払い
- 仮設店舗への移転費用や諸費用
- 機械などのリース費用
- 個人事業主の方の生活費
- 事業再開の案内状や広告（チラシ）作成　など

共済金のお支払い対象となる主な災害

地震

噴火

津波

火災

水災・風災

雪災・ひょう災

全日本火災共済協同組合連合会

従業員１名あたり

日額１万円の補償をおすすめします

たとえば・・・従業員３名の場合、日額３万円まで加入いただけます。

おすすめプラン

共済金支払例

日額1万円　全損約定日数150日　一部損約定日数60日

全　損

火災で建物が全焼。店舗を再建し半年後に事業再開。

150万円のお支払い

一部損

地震で店舗が壊れ、店舗が復旧するまでに60日間休業し事業を再開。

60万円のお支払い

共済掛金(年間)

耐火建物(ａ級)	非耐火建物(ｂ級)
3,740円	5,135円

「休業対応応援共済」が事業所の事業再開を応援します！

- 共済金支払例の補償内容は約定日額1万円、全損約定日数150日、一部損約定日数60日。
- 損害額が契約の建物評価額の80%以上の場合は「全損」、80%未満の場合は「一部損」となります。
- 約定日額は粗利益日額の70%以内において1万円単位で設定できます。
- 一部損の場合、事業再開のため、事故日を含めて連続して4日以上(定休日を除く)休止した場合に共済金をお支払いします。
- 一部損の場合、事業再開するまでの休業日数(定休日を除く)に対し、約定日数を限度に共済金をお支払いします。
- 共済金額は全損の場合3,000万円、一部損の場合1,500万円まで設定いただけます(ただし、建物の構造、業種や事業規模等により設定限度があります)。
  ※約定日額7万円以上をご希望の場合は、あらかじめ取扱組合へご相談いただきますようお願いします。
- 全損約定日数は定休日を除いた6カ月の営業日数を上限として90～180日の間で10日刻みで設定できます。
- このチラシは、「休業対応応援共済」の概要を記したものです。詳細については「重要事項説明書」および「休業対応応援共済普通共済約款」を用意しておりますので、必要に応じ取扱代理所または取扱組合にご請求ください。
- 上記以外の補償プランもございます。お気軽にお問い合わせください。
- ご契約にあたり、組合員資格についてご確認させていただきます。また、ご不明な点などがございましたら、取扱代理所または取扱組合までお問い合わせください。

お問い合わせ・お申し込みは

取扱組合
福島県火災共済協同組合
〒960-8053　福島市三河南町1番20号（コラッセふくしま9階）
TEL：024-526-1027　FAX：024-526-1037

取扱代理所

(元受団体)全日本火災共済協同組合連合会　〒103-0007　東京都中央区日本橋浜町2-11-2　2017/5作成